

湖東都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更案に関する公聴会における公述意見に対する県の考え方

公述申出期間：令和8年1月6日(火)～1月19日(月)

公 聴 会：令和8年1月26日(月) 東近江市役所新館 319 会議室

番号	意見の要旨 (公表)	意見に対する県の考え方 (公表)
1	<p>①湖東都市計画区域においては当面区域区分を定めない方針が示されているが、隣接する近江八幡八日市都市計画区域との関連性を踏まえ、区域を越えた都市計画区域・用途地域の見直しを必要であれば検討してほしい。</p> <p>②八日市 IC へのアクセスが良い県道雨降町今在家八日市線、彦根八日市甲西線、県道湖東八日市線などの県道沿道地域は、優良な農地を前提として保全の方向性を示されているが、過疎地域に指定されている愛東地域の今後の地域振興を考えると一概にはそうとも言えないのではないかと。長期的なビジョンである都市計画の方策により地域の活性化を行ってほしい。</p> <p>③湖東愛東地域の山麓は県立公園にも指定されており、山林を生かして、百済寺を中心とした観光の振興等に生かしてほしい。</p>	<p>①本都市計画区域においては、都市計画基礎調査の結果からも、内陸型工業の立地地域・京阪神の通勤圏としての都市化の圧力がそれほど高くない状況が続いており、今後も急激かつ無秩序な市街化が進行することは推測しがたいため、引き続き区域区分を定めないものとしております。</p> <p>また、ご指摘の通り、隣接する近江八幡八日市都市計画区域との関連性は極めて重要と考えており、本方針においても、「(3) 基本理念_自立と連携のまちづくり、広域交通の強化を活用したまちづくり」等において、他地域との広域的な都市機能の分担・連携、広域交通の強化を活用した企業誘致や観光振興の適切な誘導を図り、秩序と活力あるまちづくりを進めることとしております。</p> <p>②土地利用の方針において、今後とも生産性の高い農用地の保全を図るものとしておりますが、「(3) 基本理念_広域交通の強化を活用したまちづくり」において、豊かな自然環境と調和を図りつつ、企業誘致や観光振興等の適切な誘導を図り、秩序と活力あるまちづくりを進めることとしております。</p> <p>③「(3) 基本理念_自然環境、歴史・文化資源を活かしたまちづくり」において、恵まれた自然環境や歴史・文化資源の保全や魅力の向上を図りつつ、多くの人々が訪れたい魅力あるまちづくりを進めることとしております。</p> <p>なお、個別地区に関する事柄など地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村都市計画マスタープラン等において位置づけ</p>

		るものであることから、ご意見については東近江市と共有し、まちづくりを進めて参ります。
2	①俯瞰的に概観すると東西を結ぶ幹線といえる道路は見当たらず、俯瞰的に課題を整理し、その中で当地域が発展するために必要な道路計画を明示する必要があるのではないか。具体的には、国道421号のバイパス的役割を担う愛知川右岸道路の整備計画、湖東三山インターから国道8号バイパスの連絡路線について掲載してほしい。	①「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、主要な都市計画の方針や目標などを広域的観点から定めるものであり、「(1)交通施設の整備の方針」において、主要幹線道路に接続し、本区域の骨格を形成する東西方向等の幹線道路の整備を図ることとしております。なお、湖東三山スマートインターチェンジに接続する道路網の整備については、今後、整備効果や具体的なルート等の検討が必要であるため、事業の必要性・優先度の整理を市町とともに進めていくこととしております。